

(書式 2 - 1 - 9 - 2)

簡易株式交換反対株主の株式買取請求書

株式買取請求書

前略

私は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付書面をもって、貴社と〇〇〇〇株式会社との株式交換に反対の旨を通知致しました。よって、私が所有する貴社普通株式〇〇株について、公正な価格をもって貴社が買い取るよう請求致します。

以上

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社 株主

〇〇〇〇 印

〇〇〇〇株式会社

代表取締役〇〇〇〇殿

解 説

(簡易株式交換反対株主の株式買取請求)

簡易株式交換に反対する株主（株式交換完全子会社、完全親会社とも）は、各会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取することを請求することができる（会社法第785条、第797条）。

ただし、株主総会において株式交換承認決議が行われる場合（株式交換完全子会社）には、総会に先立って、反対の意思を通知し、総会においても反対することが必要となる（会社法第785条第2項第1号イ）

(株式買取価格)

買取価格について、株式交換の効力発生日から30日以内に株主と会社との協議が調わないときは、株主又は会社は、その期間の満了日後30日以内に、裁判所に対し、価格の決定を申立てることができる（会社法第786条、第798条）。

